別表1⑶中

認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1　窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2　天井等　3　壁　4　床等	
	低炭素建築物新築等計画の認定主体	
	低炭素建築物新築等計画の認定番号	第　　号
	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	平成　　年　　月　　日

を

認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合	次に該当する修繕又は模様替 1　窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2　天井等　3　壁　4　床等	
	低炭素建築物新築等計画の認定主体	
	低炭素建築物新築等計画の認定番号	第　　号
	低炭素建築物新築等計画の認定年月日	平成　　年　　月　　日
太陽熱利用冷温熱装置の型式		
潜熱回収型給湯器の型式		
ヒートポンプ式電気給湯器の型式		
燃料電池コージェネレーションシステムの型式		
ガスエンジン給湯器の型式		
エアコンディショナーの型式		

に改める。

別表3の表以外の部分中「費用の額」を「費用の額等」に改める。

別表3⑵中「30万円」を「50万円」に改める。

別表3⑶を次のように改める。

⑶　住宅特定改修特別税額控除の対象工事

（高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事）又は一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）をした場合）

①　高齢者等居住改修工事等		
ア　当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額		円
イ　当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有　　無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
エ　当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額		円
オ　ウとエの金額のうちいずれか少ない金額		円
②　一般断熱改修工事等		
ア　当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額		円
イ　当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無		有　　無
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
ウ　アからイを差し引いた額（50万円を超える場合）		円
エ　当該一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額		円
オ　ウとエの金額のうちいずれか少ない金額		円
③　①オ及び②オの合計額		円

別表の備考3中「実施した工事の種別」を「実施した工事（平成26年4月1日以降に居住の用に供するものに限る。以下2及び3において同じ。）の種別」に改める。

別表の備考3⑶①中「第26条の4第4項」を「第26条の28の5第7項」に改め、同②中「第41条の19の3第1項又は第2項」を「第41条の19の3第3項」に、「第26条の28の5第9項」を「第26条の28の5第8項」に改め、「掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。」の次に次の1文を加える。

「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「ガスエンジン給湯器の型式」「エアコンディショナーの型式」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第10項の規定に基づき、租税特別措置法第41条の19の3第7項第1号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める告示（平成25年経済産業省・国土交通省告示第5号）」に適合する設備の種別を記載するものとする。

別表の備考3⑶②中「第26条の28の5第11項」を「第26条の28の5第12項」に、「第41条の19の3第4項第1号」を「第41条の19の3第7項第1号」に、「太陽光の利用に資する設備」を「太陽光を電気に変換する設備」に改める。

別表の備考4中「（法第41条の19の3第1項第1号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）」を削り、「施行令第26条の28の5第9項」を「施行令第26条の28の5第7項に規定する増築、改築、修繕又は模様替、同条第8項」に、「同条第11項」を「同条第10項及び第12項」に改める。

別表の備考5中「工事の費用の額」を「工事の費用の額等」に改める。

別表の備考5⑴中「（平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、同表の記載を要しない。）」を削る。

別表の備考5⑵①中「（平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合については、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から交付される補助金その他これに準ずるものの交付、住宅の増改築等工事の費用に充てるために地方公共団体から給付される介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の給付の対象となる工事）」及び「（平成23年6月29日以前に増改築等に